

第2節

横浜市緑区への米軍機墜落事故への 取組

(昭和52年9月27日)

…Outline…

昭和52年9月27日、米海兵隊所属の偵察機が、横浜市緑区の宅地造成地に墜落し、死傷者9名、家屋の損壊等51件という大惨事となった。

防衛施設庁は、横浜防衛施設局を中心として、被害者のために職員の病院派遣や不足した医療器具の斡旋等を行い、あわせて日米合同委員会の事故分科委員会において、本件事故の再発防止策の策定等に主導的な役割を果たした。

昭和53年1月、事故分科委員会は日米合同委員会に対し本件事故の原因、再発防止等の協議結果を報告、承認を得た。

また、損害賠償については、平成4年に最終支払いを行った。

● 経緯及び対応

昭和52年9月27日午後1時17分頃、厚木海軍飛行場を離陸した米海兵隊所属のRF-4Bファントム戦術偵察機が、洋上で行動中の航空母艦ミッドウェーに向け飛行開始後、エンジンに火災を起こし、飛行航路上にある横浜市緑区の宅地造成地に墜落し、機体、エンジン、燃料が飛散した。乗員2名は墜落前に脱出したものの、死亡者3名、重軽傷者6名の人的被害のほか、付近民家などに多大な財産被害を発生させた。

防衛施設庁は、直ちに、米軍に対し遺憾の意を表明するとともに、本件事故の原因究明及び再発防止について万全の措置を講じるよう申し入れ、賠償措置並びに日米合同委員会の下部組織である事故分科委員会の開催に即応の態勢を敷いた。

本件事故の重大性にかんがみ、米側は、事故当日、厚木基地司令官と西太平洋艦隊航空部隊司令部参謀長が被害者宅を見舞うとともに、翌28日、マンズフィールド駐日米国大使が外務事務次官を訪れ、遺憾の意を表明し、在日米軍司令部参謀長が防衛施設庁長官を訪れ、遺憾の意とともに再発防止に最善の努力を払う旨表明した。また、翌29日、カーター米大統領から福田内閣総理大臣あてに、事故を起こしたこと及び被害を出したことに對し、遺憾の意を表すとともに、被害者の家族に対し、深甚なる悲しみと哀悼の意を表す旨のメッセージが寄せられた。また、同日、ブラウン米国防長官から三原防衛庁長官あて



事故現場の様相

に、同国防長官及び国防総省の深い遺憾の意と悲しみを伝え、被害者及び家族に対し哀悼の意を表すとともに、調査に全面的に協力する旨のメッセージが送られてくるなど、遺憾の意が繰り返し表明された。

最終的に本件事故は、人身被害9件（死者3名、重傷者2名、軽傷者4名）、家屋の焼失・損壊等、財産被害51件の大惨事となった。

防衛施設庁は、本件事故により死亡した幼児2名の母親で、全身火傷を負った被害者女性に対し、事故直後の救援活動（医官派遣、宿泊所等の手配等）に加え、次のような支援を行った。

① 職員の病院配置等

事故発生後2ヶ月間、1・2名の職員が病院に24時間交替で待機、その後の半年間は、毎日昼間待機、病状安定後は週2回昼間待機。また、患者及び付添家族等の日用雑貨品、食事等の購入並びに医師との連絡等に従事

② 不足した血液製剤、医療器具等の斡旋等

③ 付添婦及び家政婦の斡旋、通院に必要なタクシー会社との契約、被害者家族の病気入院の斡旋等

また、被害者女性への皮膚提供が一般市民の善意により行われ、これに多数の防衛施設庁職員も参加したところであるが、この被害者女性は昭和57年1月に帰らぬ人となった。

● 事故原因の究明及び再発防止策の検討

日米合同委員会は、事故当日、直ちに、事故分科委員会に対し、可能な限り迅速に本件事故原因の徹底的な究明を行うとともに、このような事故の再発防止のための措置についての勧告などを日米合同委員会に対して行うよう指示した。これを受け、事故分科委員会は、機体、エンジン、航空管制、操縦などの専門家も加えて、休日を含め、精力的に検討及び調査を重ねた。昭和53年1月21日、事故分科委員会は所要の報告書の作成を了し、同月24日、日米合同委員会は、この報告書を承認した。

この報告書では、事故原因は米国本国における中間レベルの整備中に生じたアフターバーナー部位の装着不良によるものとし、アフターバーナー全体の組立が完了してエンジンに組み付けられ、エンジンが機体に搭載された後では、飛行部隊による通常の検査又は整備で検出されるようなものではないとした。

事故分科委員会は、この報告書とあわせて、日米合同委員会に対してこのような事故の再発を防止するため、次のような措置をとることを勧告した。

- ① 同型エンジンのアフターバーナー部位の取付方法について
 - ア 技術指令書の改正
 - イ より高度の測定器材の開発
 - ウ エンジンメーカーによるアフターバーナーライナー取付に係る技術的注意事項の追加
- ② 厚木海軍飛行場周辺における航空交通管制の再検討
- ③ 基地ごとに事故が生じた場合における緊密な連絡及び調整に努める

この勧告を受け、防衛施設庁及び関係防衛施設局は、関係機関（警察、消防、自治体、現地米軍等）の協力を得つつ、主要な米軍飛行場周辺における米軍航空機事故連絡調整体制を整備した。

● その後の経緯

その後、防衛施設庁は、本件事故により亡くなられた2名の子供の像を建立したいという母親（昭和57年1月に本件事故が原因となり死亡）の生前の希望をかなえることを望んでいたこの母親の父親の希望に対して協力することとし、横浜市等と調整し、同市の協力により「港の見える丘公園」内「フランス山地区」に母子像が建立できることとなった。昭和58年1月、同父親と有志による「母子像を作る会」が発足し、防衛施設庁（本庁及び横浜防衛施設局）からも母子像建立のため寄附がなされ、母子像は昭和59年12月に完成し、翌60年1月に建立除幕式が開催された。



「港の見える丘公園」に建立された「愛の母子像」
（撮影：輪瀬正展）

この母親に対する賠償は昭和59年3月に解決したが、重傷者1名に対する賠償は分割請求により処理され、平成4年に最終支払いが行われ、本件事故に係る賠償手続はすべて終了した。

癒せない補償



当時：防衛施設庁長官

玉木 清司氏

患者が眩しがるためか、病室は灯を点さずやや薄暗かった。

私は患者のベッドから一步離れて佇ち、小声で官職氏名を述べ、お見舞いの言葉を申し述べた。

患者は起きあがっていて私の方は見ず、うつろな眼差しでご自分の足下の方を見つめていた。

患者は1年がかりで大火傷の手術治療を受け、漸く小康を得て私が見舞に行くことを受け入れてくれたが、遣り様のない怒りを押さえかねているように受けとられた。その上呼吸を助けるため咽に直径1cmほどの穴を開けているので、それを指先で抑えないと声が出せないのである。

私はつづけて申すべき見舞の言葉が見つからず、ただ頭を垂れて佇むほかはなかった。

長い長い沈黙の時間が続いたあとで、患者は自らの指で咽の穴を塞ぎ「私達をどうしてくれるのですか」と一言つぶやかれた。患者にはまだ2人の子供が焼死したことは知らされていない時期のことである。

何か答えなければと思っても、あまりにも大きい悲痛の想いに心乱れて、私には答えの言葉は生まれなかった。金銭による補償の問題以前の心の問題なのである。患者は2度3度と同じ言葉をつぶやき、漸く私に眼差しを移してくれたが、私はただ頭を垂れて佇ち尽くすほかはなかった。

これは厚木基地のF4ファントム墜落事故から1年2ヶ月を経た頃の昭和医大の一室での記憶である。その後時の助けで患者林和枝さんも少しずつなごみ施設庁へのご理解も得られたが、結局この事故の故に永眠されたのである。

あれから茫々30年経ったが、最近私は偶然に思いを新たにする事に出会った。

一つは横浜市青葉区（旧緑区）鴨志田町寺家の小さな薔薇園の中で、「かずえ」の雅名を持つうす色のバラに出会ったのである。承ったところでは、和枝さんの御実父土志田さんの寄贈の一株であった。私はそのバラを句に詠んで心の奥に仕舞って帰った。

もう一つは、横浜港氷川丸の前から港の見える丘公園へ向かう途中のフランス山公園の中で、「愛の母子像」と標された母子3人のブロンズに出会ったことである。和枝さん

親子3人の像である。私はそのブロンズを撫し、しばらく低回して、あらためてご冥福を祈らざるを得なかった。

地位協定18条5項は、被害者と施設庁職員の間、心の問題には触れていない。事故の起こるたびに、その心の問題の故に、両者は耐え難い桎梏に耐えつつ時が流れている。

緑区米軍機墜落事故に携わって

元那覇防衛施設局長
(当時：横浜防衛施設局事業部長)

寺村 善美氏



本来であれば、本件事故への横浜局の取組に関する「証言者」としては、当時横浜局の業務課長として一番苦勞された小野さんが最適任者だと私は思います。ただ、既に亡くなられていますし、横浜局は、私が事故発生後、事業部長を異例の5年間も勤めたことから、私がいいと思ったのでしょうか。

私の横浜局事業部長の前々任者は本件事故後半年で転任され、前任者は1年で退職されています。

聞いたところでは、当時の横浜局長の森山さんが「若くて活きが良く長持ちのする人間を寄せせ。」と本庁と調整されて私が行くことになったそうです(笑)。

大変な事故だということは勿論、被害者に対する補償が終了していないということも知っていました。加えて私はもともと対策系の人間だし「18条業務」もそれまで全く経験がなかった。ですから事業部長として横浜局に行くことになったときは、正直言って「これは大変なことになった。」と思いました。

私が事業部長に着任したときには事故現場に事故の痕跡はもうほとんど残っていませんでした。確か東急が宅地造成していた場所であり、家や道路もきれいになっていました。

しかし、何人かの被害者は未だ入院加療中でした。横浜局は事故発生直後2～3名の職員を24時間交代で病院に詰めさせていましたが、私が行ったときはそこまではしていません。

私は専ら、被害者の家族から療養や介護についての相談や転院について「いい病院はないか。」といった相談を受けたり、被害者が亡くなったときの葬儀のお手伝いなどを

しました。

被害者の女性が亡くなられた後、お父さんから、この女性の「今一度この手で我が子を抱きしめたかった。」とのご意志を表すため、多くの人が日常目に触れることができる市街地の公園（横浜市の大通公園又は山下公園）か国有地に「愛の母子像」を作りたいのでその手助けをしてもらいたいと要請されその相談にも預かりました。補償交渉はその見通しがついてからとのことでした。

色々検討しましたが、何分国有地に作ることは不可能ということで、横浜局では横浜市と再三にわたり協議、調整を重ねた結果、昭和59年3月に至り、港が見える丘公園の「フランス山地区」に設置しても良いとの同市の了解が得られ、この補償交渉も円満に解決しました。その後、「愛の母子像」は同年12月に完成し、現在も同地区に設置されています。

本件事故の処理に関しては米軍は協力的でした。補償業務の面でも米軍ともめたという記憶はありません。

また、本件事故において自治体などに必要な情報が迅速に伝達されなかったという反省を踏まえて、厚木基地に関係する現地米軍、自衛隊、横浜局、自治体、警察、消防などが米軍の事件・事故の発生後直ちに必要な情報を共有できる体制が構築されました。この後、全国の米軍基地でも同じような体制が構築され、有効に機能していると思います。

ご存じのとおり、18条業務では、実際に被害者に対して補償金が支払われるまで時間がかかります。しかし、本件事故のような場合、家や家財道具などを失い、明日の生活にも困っている被害者が何人もいるわけですから、補償金が支払われるまで施設庁が被害者に対して何もしないというわけにはいきません。ですから、横浜局では、本件事故の補償で、初めて、庁費で子供さんのランドセルや教科書、テレビ、冷蔵庫などを購入し、これを被害者に貸与して急場をしのぐ、という方式をとりました。これはその後全庁的に制度化されたと思います。

事件・事故が発生した場合、何と言っても初動対応が重要です。施設庁には、事件・事故に関する正確な情報を米軍などからスピーディに集めて、これを的確に自治体などに伝達し、然るべきレベルの者の迅速な対応が求められます。私は後に、名古屋局、那覇局で勤務しましたが、いつもこのことを業務課の職員などに言っていました。本件事故を担当した経験からだと思います。

一方で、事件・事故に関する体制整備も重要です。施設局では18条業務を担当する業務課は事業部に置かれていますが、ここに平時から多数の職員を配置しておくことは実際問題できません。従って、事件・事故が発生したときの初動対応が十分できないことがあると思います。

しかし、施設局の事業部には業務課のほかに、対策1課、2課なども置かれており、ここには建築職、土木職の職員が大勢います。こういう人たちを事件・事故が発生した場合の家屋などの物的損害の補償業務もできるように訓練しておくことはやろうと思えば

できることです。また、他の部課にも業務課の経験者は多数いることとしますので、これらの職員を臨時に招集することなども事件・事故発生時の効率的な業務処理に有効だと思います。

米軍が我が国に駐留して日々の活動を続ける限り、事件・事故の発生をゼロにすることは難しいことだと思います。18条業務の担当者は、被害者と膝を交えて話し合い、補償が終了するまで、場合によっては終了した後も被害者と付き合うことが求められます。被害者から見れば、どうしても施設庁担当者は加害者側の人間であり、時には施設庁担当者に悪い感情を持ち、とげとげしい言葉を吐くこともやむを得ないことだと思います。

私は、18条業務の担当者、後輩諸君には、こういう苦しい状況、辛い状況にあってこそ、被害者の立場に立ち、被害者の気持を自分の気持として頑張ってもらいたいと思っています。

「自分が起こした事件・事故でもないのに、どうして自分がこんなことまでしなくてはならないのか。」という気持になるのはわかります。でもそれではますます、辛く、苦しい仕事になってしまいます。だから、被害者の苦しい立場、被害者の辛い気持を自分のものとして、何とかしてこれを無くすのだ、という気持を支えに仕事をして欲しいと思うのです。

被害者も生身の人間です。担当者がこういう気持で日々接してくれたならばいつかきっと理解してくれるときが来るものです。

本件事故においても、被害者である女性から横浜局業務課職員一同あてに、お亡くなりになる1週間前の昭和57年1月20日、「元気になったら皆様にお会いしたいです。どうか身体に気をつけて仕事に頑張ってください。」との手紙をいただいたと聞いています。

大変な仕事ですが、頑張っていたきたいと思います。(談)